

議案第161号

埼玉県都市競艇組合の規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、別紙のとおり埼玉県都市競艇組合の規約を変更することについて協議するため、同法第290条の規定により議決を求める。

平成28年11月30日提出

さいたま市長 清水 勇 人

(別紙)

埼玉県都市競艇組合格約の一部を変更する規約

埼玉県都市競艇組合格約（昭和32年32指令地収第1549号）の一部を次のように変更する。

第3条の次に次の1条を加える。

（地方公営企業法の財務規定等の適用）

第3条の2 組合は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、同法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。